

⑨-1 労働者代表等への意見聴取の例

平成 25 年 3 月 1 日

過半数労働者代表

□ □ □ □ 殿

××情報株式会社

奈良支店長 ○ ○ ○ ○

派遣受入期間についての通知書(意見聴取書)

下記のとおり労働者派遣の役務の提供を受けることを予定しておりますので、労働者派遣法第 40 条の 2 第 4 項に基づき意見を求めます。

(派遣受入期間が 1 年を超える理由)

新製品開発にかかるデータ入力業務の増加見込まれるため。

記

派遣受入部署及び業務	派遣受入開始日及び終了 予定日 (意見を求める期間)	期間
(部署) 情報関連機器課情報処理第一係 (業務) 情報関連機器の各種収集データの入力	(開始予定日) 平成 25 年 4 月 1 日 (終了予定日) 平成 28 年 3 月 31 日	(期間) 3 年

【注意】

- ★ 労働者派遣終了後3年間保存すること
- ★ 受入期間が1年を超える場合は、その理由を付することが望ましい。

⑨-2 労働者代表等からの意見書の例

平成 25 年 3 月 21 日

××情報株式会社
奈良支店長 ○ ○ ○ ○ 殿

過半数労働者代表
□ □ □ □

意 見 書

平成 年 月 日付け、「派遣受入期間についての通知書(意見聴取書)」による
派遣労働者の役務の提供を受ける派遣受入期間については、

- ・ 異議ありません
- ・ 異議あります
(理由)
 - 例1 同意するが、従業員への雇用の場の確保を前提とすること。
 - 例2 基本的には反対であり、受入期間を最小限にすること。

【注意】

★労働者派遣終了後3年間保存すること

⑩ 派遣期間の制限に抵触する日の通知例

平成 25 年 3 月 21 日

(派遣元事業所名)

〇〇派遣株式会社 殿

(派遣先事業所名)

××情報株式会社

代表取締役 ○○○○

労働者派遣の役務の提供を受ける期間の制限に抵触する日の通知

当社において、派遣労働者の受け入れを予定しているところですが、当該派遣業務について「派遣受入期間の制限を受ける業務」であるため、労働者派遣法第 26 条第 5 項に基づく「派遣受入期間に抵触することとなる最初の日」(以下、「抵触日」という。)を、下記のとおり通知します。

記

- 1 派遣労働者の予定就業場所及び部署(組織の最小単位)
(就業場所) ××情報株式会社奈良支店
奈良市法蓮町387番地
(部 署) 情報関連機器課情報処理第一係
- 2 派遣労働者の行う予定業務
情報関連機器の各種収集データ入力業務
- 3 派遣受入開始予定日
平成 25 年 4 月 1 日
- 4 抵触日
平成 28 年 4 月 1 日

⑪ 派遣元への通知例

タイムシート

(平成25年4月1日から4月10日)

〇〇派遣株式会社 殿

××情報株式会社

派遣労働者氏名 ■■■■■						
日付	曜日	始業時間	終業時間	休憩時間	従事した事業所の名称及び所在地その他派遣就業した場所 ----- 従事した業務の種類(内容)	備考
4/1	月	9:00	18:00	60分	××情報株式会社奈良支店 (奈良市法蓮町387番地) 製造部情報関連機器課情報処理第一係 ----- 情報関連機器の部品の製造を行う業務	
4/2	火	9:00	18:00	60分	××情報株式会社奈良支店 (奈良市法蓮町387番地) 製造部情報関連機器課情報処理第一係 ----- 情報関連機器の部品の製造を行う業務	
4/3	水	9:00	18:00	60分	××情報株式会社奈良支店 (奈良市法蓮町387番地) 製造部情報関連機器課情報処理第一係 ----- 情報関連機器の部品の製造を行う業務	
4/4	木	9:00	18:00	60分	××情報株式会社奈良支店 (奈良市法蓮町387番地) 製造部情報関連機器課情報処理第一係 ----- 情報関連機器の部品の製造を行う業務	
4/5	金	9:00	20:00	60分	××情報株式会社奈良支店 (奈良市法蓮町387番地) 製造部情報関連機器課情報処理第一係 ----- 情報関連機器の部品の製造を行う業務	
4/6	土				-----	
4/7	日				-----	
4/8	月	9:00	19:00	60分	××情報株式会社奈良支店 (奈良市法蓮町387番地) 製造部情報関連機器課情報処理第一係 ----- 情報関連機器の部品の製造を行う業務	
4/9	火	9:00	18:00	60分	××情報株式会社奈良支店 (奈良市法蓮町387番地) 製造部情報関連機器課情報処理第一係 ----- 情報関連機器の部品の製造を行う業務	
4/10	水	9:00	20:00	60分	××情報株式会社奈良支店 (奈良市法蓮町387番地) 製造部情報関連機器課情報処理第一係 ----- 情報関連機器の部品の製造を行う業務	

【派遣先管理台帳、派遣元管理台帳として労働者派遣終了後3年間保存】